

第一章 農業

第一節 中富村年貢割付状

中富村戌年割付

高百八拾八石三斗七升五合

一、田方式町九反六畝五歩

内八反三畝五歩 検見引

残二町壹反三畝歩

取米九石六斗三升 中田一反ニ付五升取

一、畑方五町五反式畝拾六歩

内壹町五反拾六歩 検見引

残四町式畝歩

取米四石式升 但壹反ニ付壹斗取

一、新畑八町五反六畝三歩 見取

取米三石壹斗八升

米合拾六石八斗三升

俵ニメ四拾八俵三升

右之通免割申付候、百姓共寄合、検見引帳委細相改逐勘定、
来ル極月十日以前可令皆済也

天和式年戌十一月三日（一六八二）

大嵩長藏 印

錦織九兵衛 印

大草平内 印

中富村

名主

百姓

中富に残る三百年前の年貢の割付状である。田、畑ともに米で割付けられている。徴収法は反取りであり、中田五斗、下田四斗、畑方一斗、新畑は見取り（出来高を検見で取り決める）となっている。年貢率は八、九%とかなり低く、また田方の二八%、畑方の二七%が検見引きされており、何か災害による違作があつたものと思われる。

この年貢は、毎年十月から十一月頃に村々に通知された。この納入通知書を『年貢割付状』という。村請けといい、村を単位に割付けられた。村は、その共同責任においてこれを完納しなければならなかった。村役人は名主を中心に村人の持ち高に依じて一人別に負担量を割り当てた。これを小割りという。年貢の納入は、年数回に分けて納められた。その度に『小手形』という仮の請取書が発給され完納するとこの小手形と引き換えに『年貢皆済目録』という領取書が発給された。

中富村申年別附

言百八拾八石三升七株春 高直

一田方貳町九反八拾拾步

内七反七町八步 拾九日

一田方貳町貳反七步

内八石八升五斗七合 中田五斗九升九 下田五斗四升九

一細方六町六反五拾六步

内貳町貳反拾六步 拾九日

一田方三町三反九拾步

内三反三升五斗 但五反升五斗

一新田八町八反六拾三歩

内九反 凡九

一田方拾四町拾六拾貳合

依以田方拾貳町拾六拾貳合

右之通先別中付外百拾九合

合拾八町拾五細拾貳拾

定其拾月十日以前茶若世言其

延寶八年

申酉八月廿七日

大老長元

後藏九景

中富村圓之年別附

言百八拾八石三升七株春 高直

一田方貳町九反六拾六歩

内七反五町六歩 拾九日

一田方貳町貳反四歩

内八石九升 中田五斗九升九 下田五斗四升九

一細方六町六反五拾六歩

内貳町貳反拾六歩 拾四日

一田方三町三反九拾歩

内三反三升五斗 但五反升五斗

一新田八町八反六拾三歩

内九反 凡九

一田方拾四町拾六拾貳合

依以田方拾貳町拾六拾貳合

右之通先別中付外百拾九合

合拾八町拾五細拾貳拾

定其拾月十日以前茶若世言其

天和元年

酉九月七日

大老長元

後藏九景

大老長元

中富村圓之年別附

言百八拾八石三升七株春 高直

一田方貳町九反六拾六歩

内七反五町六歩 拾九日

一田方貳町貳反四歩

内八石九升 中田五斗九升九 下田五斗四升九

一細方六町六反五拾六歩

内貳町貳反拾六歩 拾四日

一田方三町三反九拾歩

内三反三升五斗 但五反升五斗

一新田八町八反六拾三歩

内九反 凡九

一田方拾四町拾六拾貳合

依以田方拾貳町拾六拾貳合

右之通先別中付外百拾九合

合拾八町拾五細拾貳拾

定其拾月十日以前茶若世言其

天和元年

酉九月七日

大老長元

後藏九景

大老長元

中津川河内國河内郡中津川

一 白根谷花見亭

河内郡中津川町中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川河内國河内郡中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川河内國河内郡中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

中津川

戊御年貢可納割付之事

享保十五年十月

一 高百八拾八石三斗七升五合 上総国周准郡中富村

此反別式拾九町貳反壹畝拾八歩

七町六反五畝拾九歩

田方

内 貳拾壹町五反五畝廿九歩

畑方

小以 米貳拾五石四斗五升九合

永四貫五百拾文

内七百貳文 当戌立埴増

一 高拾石四斗三升八合 同所新田

此反別式町六反拾五歩

四反四畝廿七歩

田方

内 貳町壹反五畝拾八歩

畑方

小以 米壹石貳斗八升七合

永六百七拾貳文

外

一 田壹町四反四畝拾七歩

見取

一 畑五町壹反貳畝拾五歩

見取

一 永百六拾五文

百姓持林錢

此反別式町六畝九歩

一 永三拾九文三分

百姓山錢

此反別七反八畝拾五歩

一 米三斗九升八合

六尺給

一 米壹斗壹升九合

御伝馬宿入用

納合 米貳拾七石三斗二升八合

永五貫四百文三分

右者申ヨリ已迄拾ヶ年季定免并申高入、当戌ヨリ子迄三ヶ年定免之内、当戌年御成箇書面之通候間、村中大小之百姓并出作之者迄不殘立合、無高下割合之、来ル極月十日已前急度可致皆濟者也

享保十五年戌十月(一七三〇)

野田三郎左衛門



右村

名主

惣百姓

所蔵されている文書で一番多いのが、年貢割付状である。約百八拾石の村であり、近隣とくらべてみると戸数の割に耕作面積は少ない方である。割付状の形式は同じであるので、二点を掲載し、他は年号のみを記することとした。

整理番号	年代	整理番号	年代
B四一八〇	延宝五	B三一三九	元禄十六、十
B三一七三	〃 八、八	B三一三六	宝永四、十一
B二一九三	天和元、九	B三一七一	〃 五、十一
A 一八〇	〃 二、十一	B三一八五	〃 七、十一
B三一七八	〃 三、九	B四一四八	正徳元、十一
A 一五四	貞享元、十二	B三一八九	〃 二、十一
B三一二二	〃 二、九	B四一五〇	〃 三、十一
B三一八二	〃 四、九	B四一九一	〃 四、十一
B三一七九	〃 五、九	B四一九二	〃 五、十一
B三一八四	〃 七、十	B三一三五	享保元、十
B 一三三	元禄八、十二	B三一八六	〃 二、十
B三一九〇	〃 十一、十二	B四一三三	〃 十二、十
A 一六〇	〃 十二、十二	B三一三一	〃 十四、十
B三一五三	〃 十四、十一	A 一一一五	〃 十五、十
B四一七九	〃 十五	B三一三二	〃 十六、十

整理番号	年代	整理番号	年代
B三一一五五	享保十七、十	B 一三三四	宝暦六、十一
B四一二三	〃 十八、十	B二一八二	〃 七、十
B四一六〇	〃 十九、十	B四一三三九	〃 九、十
B四一四二	〃 二一、十	B三一九一	〃 十、十
B二一六	元文三、十	B三一七五	〃 十一、十
A 一七六	寛保元、十	B三一二五	〃 十二、十
B二一四三	〃 二、十	B四一九七	〃 十三、十
B二一二二	〃 三、十	B二一七二	明和元、十
B二一七六	延享元、十一	B三一〇七	〃 二、十一
B四一二五	〃 三	B三一〇八	〃 五、十
B二一四〇	〃 四、十	B二一二三	安永三、十
B四一六〇	寛延元、十	B二一二七	〃 六、十
B三一二四	〃 三、十	B二一十六	天明元、十
B二一五五	〃 四、十	A 一五八	〃 二、十
B二一六四	〃 十二、十	B二一五四	〃 二、十
A 一六四	宝暦二、十一	A 一六三	〃 六、十
B二一三三	〃 三、十	A 一五〇	〃 六、十
B三一八七	〃 四、十	B四一二八	〃 七、十
B四一二二	〃 五、十		

整理番号	年代	整理番号	年代
B三一十六	寛政元、十	A一二五	文政十二、十
B三一六〇	〃 三、十	A一二四	〃 十三、十
B二一九一	〃 五、十	B二一六一	天保八、十
B二一九七	〃 五、十	B二一四七	〃 九、十
B二一四二	〃 七、十	A一二三	〃 十三、十
A一二九	〃 十一、十	B二一〇五	〃 十四、九
B二一八七	享和元、十	B一三九	〃 十四、十
B二一八六	〃 三、十	B一四〇	〃 十五、十
A一九〇	文化六、十	A一〇七	弘化三、十
A一二八	〃 七、十	A一八四	〃 四、十
A一三三	〃 八、十	A一四〇	嘉永元、十
A一八六	〃 十一、十	B三一九六	〃 二、十
A一八八	〃 十二、十	A一四一	〃 二、十
A一八五	〃 十三、十	A一四二	〃 三、十
A一三三三	文政二、十	A一二七	〃 四、十
A一二六	〃 七、十	A一二〇	〃 五、十
A一三三二	〃 八、十	A一三九	〃 六、十
B二一八二	〃 十、十	A一四〇	〃 七、十
A一八九	〃 十一、十		

整理番号	年代	整理番号	年代
B二一	安政三、十	A一三四	文久三、十
A一〇六	〃 三、十	A一八七	〃 三、十
A一二四一	〃 四、十	A一二一	元治元、十
B四一七〇	〃 四、十	B三一四四	〃 元、十
A一二三八	〃 五、十	B四一〇五	慶応元、十
A一二三七	〃 六、十	A一三五	〃 元、十
B三一四六	〃 六、十	B三一三	〃 二、十一
A一二二	万延元、十	A一三六	〃 三、十
B三一四九	〃 元、十	A一四三	明治三、十
A一〇九	文久元、十	A一八三	〃 四、十
B二一九五	〃 元、十	B四一五七	〃 五、正月
B二一十三	〃 二、十		以上百二拾八点

割付状の終りの部分が欠けて年代不詳のものが十数点あるが、これだけ多くの割付状を代々、大切に保存してきた村役人には頭の下がる思いである。昔から戸数は五、六十軒であるが、平均すれば一戸当り四石であり米に換算すれば十俵である。畑作の方が多く、米で年貢を納めていたことから、毎日何を食べていたのであろうか。相給地のため同じ年に二つの領所から割付状が届けられた。

第二節 中富村年貢皆済目録

寅御年貢皆済目録

上総国周准郡

中富村

合 此斗立式拾八石三斗八升三合

永七貫文百七拾文

此訳

米壹斗五升六合

代米三割増共

此太餅粉式斗四升

米五斗式升六合

運賃

但大堀浦ヨリ壹分九厘

高百九拾八石八斗一升三合

一 米式拾六石三斗三升二合

本途

一 米一斗一升九合

御伝馬宿入用

一 米三斗九升八合

六尺給

米式拾七石七斗壹合

一 永一貫百參拾五文七分

口米石代

包歩銀

斗立米七斗九升五合

但し寅冬御帳紙直段三兩増

但金百兩ニ付銀五匁宛

此本石七斗五升式合

斗立三拾五石ニ付五拾兩替

右者去寅御年貢、本途見取小物成口米永書面之通

一 永五貫式百五拾文八分

本途

延享四年卯三月（一七四七）

令皆済者成

一 永七拾文四分

見取

堀江清次郎 印

一 三百拾八文三分

小物成

右村

一 永百六拾九文式分

口永

名主

一 永四百九拾七文

御蔵前入用

組頭 中

一 式百式拾八文六分

買納代

惣百姓 中

此太餅粉式斗四升

但 金一兩ニ付粉一石五升替

米式拾文石八斗四升九合

年貢を全部納めたときに交付される請取書である。年貢の納入は数回に分けて納められたが、そのつど小手形と称され

る飯の請取書が渡された。年貢の皆済後、飯の小手形と引換
えに皆済目録が交付されたのである。

辰御年貢皆済目録

上総国周准郡

中富村

米貳拾貳石八斗壹升九合
此斗立貳拾六石七升九合
永六貫七百六拾八文九分

此納次第

一 米三斗八升四合

一 米貳拾五石貳斗壹升六合

一 米四斗七升九合

餅米初代米渡三割増共

戸廻納

右運賃米渡

高百四拾三石壹斗七升三合

内壹石三斗四升壹合

此納

一 米貳拾貳石八斗壹升九合

一 永四貫二百六文九分

一 永二百六拾三文三分

一 米那し

一 六斗五升貳合

此斗立七斗四升五合

此代永八百五拾壹文四分

一 永百三拾四文三分

一 永六百七拾七文九分

一 太餅同粉細餅米合三斗四升壹合

此代永六百三拾文八分

納合 米貳拾五石貳斗壹升六合
永六貫七百八拾六文九分

右者去辰御年貢米并小物成等書面

之通上納皆済ニ付小手形引替一紙目録

相渡候然上者重而小手形出候共可為反故者也

天明五年巳三月

西田仙右衛門 印

右村

名主

茶菓子代

石代

五郎右衛門殿

組頭中

惣百姓中

戊御年貢皆済目録

上総国周准郡

中富村

一 米貳拾石

江戸廻米

一 米三斗八升

右運賃米渡

一 永貳貫百文

但大堀村分壹分九厘

所払石代
但兩ニ九斗三升替

高百四拾三石壹斗七升三合

此納

一 米貳拾貳石八斗壹升九合

本途

此代米壹石九斗五升三合

一 米六斗五升貳合

口米

一 米四石壹斗七合

常代村御賄

一 永四貫三百四拾六文八分

本途

引当米渡

一 永三百三拾四文六分

小物成

米貳拾石

一 米なし

見取

納合 此納五拾俵

一 永百四拾文六分

口米

永八貫貳百貳拾九文八分

一 永六百七拾七文貳分

草口

右者戌御年貢米永并小物成等書面之通

一 太餅同粉細餅米合三斗四升壹合

石代

此代永六百三拾三文八分

上納皆済ニ付小手形引替一紙目録相渡候
然ル上者重而小手形出候共可為反故者也

米貳拾三石四斗七升壹合

合 此斗立貳拾六石八斗貳升四合

享和三亥年三月

高間傳右衛門 ㊦

永六貫百貳拾九文八分

右村名主

此納次第

一 米三斗八升四合

餅米粉代米

組頭中

渡三割増共

惣百姓中

皆済目録については紙面の関係で三点を掲載したが、中富に所蔵されているものは次の通りである。表題については、寅年貢、卯年貢、と干支が違うのみで形式は同じである。

整理番号	年代	整理番号	年代
B三一七七	元禄八、三	A一四四五	宝暦元、十二
B四一三一	宝永三、十	B三一七六	〃三、十一
B四一五〇	正徳四、三	B四一五七	明和元、十一
B三一九〇	〃六、三	B三一二一	〃八、六
B二一〇二	享保三、三	B二一一五	安永五、一
A一六三	〃六、六	B三一三一	〃五、五
B四一五六	〃十三、五	B二一二三	〃七、二
B三一七四	〃十四、五	B四一九五	〃八、三
B三一三〇	〃十八、六	B四一七三	〃九、三
B三一二九	〃十九、四	B三一七	〃九、三
B三一五五	寛保三、三	B四一五三	〃十、三
B四一三〇	延享元、三	B三一四〇	天明元、五
B四一三三	〃二、三	A一四七	〃二、三
A一七九	〃四、三	B二二二一	〃三、三
B二一九八	寛延二、十	A一七〇	〃四、三
B三一二〇	〃二、十二	B二一三	〃五、三

整理番号	年代	整理番号	年代
A一六五	天明六、三	B三一五六	寛政十、三
A一四八	〃七、三	B四一二	〃十一、三
B二一〇七	〃七、十二	B三一〇四	〃十二、十二
A一六一	〃八、三	B三一五一	〃十三、三
B三一〇一	寛政元、三	B二一一四	享和元、三
B三一九五	〃元、十二	B二一五	〃二、三
B二一一六	〃二、三	B二七一	〃二、三
B三一〇一	〃二、十二	B二一六三	〃三、三
A一五六	〃三、三	B三一六六	文化五、三
B二一四六	〃四、三	B三一三三	〃五、十二
B三一五九	〃五、三	B三一三三	文政六、三
A一六八	〃五、十二	B三一六三	〃九、三
A一五一	〃六、三	B二一五二	〃十、三
B二一〇九	〃六、十二	B二一一七	〃十一、三
B二一一〇三	〃七、三	B二一一〇	〃十一、六
B四一六三	〃七、十二	B二一八三	〃十二、三
B四一二九	〃八、三	A二一〇〇	〃十三、三
B三一〇三	〃八、十二	B三一六四	天保二、三
B三一五七	〃九、三	B四一二八	〃四、三

第三節 上総内周西郡中富郷畠野帳

天正十九年九月（一五九一）

中富自治会に残された最古の文書である。虫食いの後もな
く四百年の歳月を感じさせない、保存の良さに改めて先人達
の御苦労に感謝したい。

検地のため実地測量と同時に、持主や面積、作物名を記入
したものである。百姓にとって土地は生命であり、整然と区
画された長方形の大きな畑を、丹精こめて耕作していたこと
であろう。然し荒畑や永不作の多いことから、大雨のたびに
川が蛇行していたものと思われる。貞元との境界で裁判になっ
たのは、これから七拾年後であり、中富は敗訴し釜神の地は
貞元へ移ったのである。

畠野帳を開いて先ず目につくのは、区画された大きな畠で
あること、人力の時代にどうして耕作していたのであろうか。
作物はアワが一番多く大豆、ヒエ、キミの順となっている。
田の面積が少ないのでアワも主食になっていたのであろう。
他地区からの入耕者も多く、人見、中野、坂田、湯江、の人々
の氏名も記されている。お寺は宝蔵寺で六反四畝、十王堂一
反一畝の持ち分となっている。筆数三百五拾三、荒共に式拾

町八反七拾三步、此の他、屋敷分が七反參畝十六歩、四十六
枚の上紙に記されている。村役人の名前はないが、領主、小
笠原安藝守の家臣の名前が記載されていることから、領主側
で確認の後、村方に渡されたものと思われる。

上総内周西郡中富郷

天正十九年卯 辛九月吉日

畠野帳

卅五間	かわら	式反小歩	永不作	矢の助渡
式拾間	かわら	式反小歩	永不作	矢の助渡
式拾六間	かわら下畠	一反小三步	アハ	屋敷引新四郎
拾五間	かわら下畠	一反小三步	アハ	屋敷引新四郎
式拾七間	かわら中畠	一反式拾四歩	大豆	藤左渡四郎衛門
拾式間	かわら中畠	一反式拾四歩	大豆	藤左渡四郎衛門
四拾式間	河ふち中畠	大拾歩	アハ	ゆへ 九郎十
五間	河ふち中畠	大拾歩	アハ	ゆへ 九郎十
三十二間	河ふち下畠	大五拾六歩	きミ	宝蔵寺
八間	河ふち下畠	大五拾六歩	きミ	宝蔵寺
拾六間	かわら下畠	八拾歩	あつき	さかた 色部
五間	かわら下畠	八拾歩	あつき	さかた 色部
十七間	かわら中畠	半式拾歩	大豆	人見 八郎四郎
十間	かわら中畠	半式拾歩	大豆	人見 八郎四郎
二十四間	かわら下畠	一反歩	もめん	十王免
二十四間	かわら下畠	一反歩	もめん	十王免

拾五間	かわら下畠	一反七拾五歩アハ	中野	源太郎
十二間	かわら中畠	六拾歩	アハ惣太夫ぬいのちやう	
五間	かわら上畠	半十八歩	大豆	大所入 玄蕃
二十一間	かわら下畠	大八十歩	アハ	大所入 新右衛門
十四間	かわら下畠	廿五歩	こま	源三郎
七間	かわら下畠	一反式拾四歩	ひへ	善八郎
拾八間	かわら下畠	二反四十四歩	大豆	内蔵助
廿七間				
拾七間				

以下略

⑨ 大：二百坪 半：百五拾坪 小：百坪

上中下畠は土地の優劣の段階を示す。三百五拾三筆あるが他は省略した。

畠 都合式拾町八反七拾三歩
 屋敷分 七反百六歩
 田 都合七町六反百六拾九歩

田

畠



第四節 中富村の領主

年貢を納めることは百姓にとつて大きな負担であつた。いろいろな名目をつけては賦課されていたようである。現存する年貢の割付状や皆済目録から各時代の領主を知ることができさる。

貞享元年	一六八四	旗本小笠原氏
享保六年	一七二二	幕領
延享四年	一七八四	幕領
安永四年	一七七六	幕領
天明元年	一七八一	旗本神尾氏 飯野藩
文政十二年	一八二九	旗本神尾氏 保科弾正忠領
弘化四年	一八四七	松本肥後守領分
安政元年	一八五四	立花飛騨守領分 保科弾正忠領
安政五年	一八五九	丹羽左京太夫預所
元治元年	一八六四	二本松御領支配所 飯野支配所
慶応三年	一八六七	松平大和守領分飯野支配所
明治元年	一八六八	滝脇丹後守支配所
明治三年	一八七〇	飯野藩支配所
明治五年	一八七二	木更津県御管轄

年貢は領所から来る割付状をもとに名主を中心に村役人が集まつて各戸に割付けをしていた。実際には名目が多く割付状より多く納めていたようである。

本途米 石高に賦課する貢米（田租）
 口米 代官所の費用（貢米三斗七升につき一升）
 欠米 年貢米の輸送等の過程での欠損米の補充のための付加米である。

本途永 石高に賦課する貢金（畑・屋敷などにかかる）
 口永 代官所の経費（永百文につき三文）
 小物成 山年貢、草年貢、山役、野役、河岸運上
 六尺給 江戸城台所の人夫賃、高百石につき二升
 御伝馬宿入用 宿場の経費 村高百石につき六升
 御蔵前入用金 浅草御蔵人夫賃 高百石につき永二五六文
 見取 新田、山間地、劣田等本途に入れず毎年およその見当で課した年貢、中富の金堀は冠水することが多く、全部見取場であつた。

明治五年二月十五日、政府は「土地永代売買解禁」を布達。人民に対して耕作している土地の所有権を公認したのである。土地私有の証しとして一筆ごとに地券證を交付した。

世に云う壬申地券證である。

第五節 旧川跡開拓並に割当

小糸川は新しく掘さくした川を流れるようになり、旧川跡も下湯江との杭打ちが終り、江川の流れも確定し余剩地は開拓されて整理も一段落となったので中富村ではその開拓地の割当を行った。

相定申請書事(原文要約)

当村新川違から開発田畑が出来ました。よつて村中大小の百姓立会相談の上で面々に割当しました。それについて古田、古屋敷、等段々川欠になりましたけれども、村中一同の話し合いで決定致しました以上、今後この土地の問題についてはこれこれ申しません。その為め惣印判を致して置きます。

正徳二年辰(西曆一七一二)八月二十八日

伝右衛門	市郎左衛門	源左衛門	四郎兵衛
善右衛門	清右衛門	清左衛門	金兵衛
権左衛門	太次右衛門	所左衛門	甚五兵衛
三重郎	兵右衛門	庄左衛門	長左衛門
次兵衛	忠二郎	七郎右衛門	市三郎
五郎左衛門	惣市郎	勘兵衛	左五兵衛
三左衛門	太兵衛	小右衛門	新左衛門

太右衛門	甚兵衛	六郎右衛門	左次兵衛
太郎左衛門	甚五右衛門	源兵衛	八左衛門
仁左衛門	新右衛門	新五右衛門	六右衛門
藤左衛門	伝重郎	重郎右衛門	五郎右衛門
六郎左衛門	平右衛門	六郎兵衛	

以上四十七軒

市定印判

一南村新川違より開発田畑が出来た事
 依り村中大小の百姓立会相談の上で
 面々に割当した事以上、今後この土地
 の問題は話し合いで決定致しました以上
 申しません。その為め惣印判を致して
 置きます。

正徳二年
 辰八月二十八日

善兵衛
 惣市郎
 勘兵衛
 市三郎
 左五兵衛
 新左衛門

第七節 中富村明細書上帳

安政二卯年三月

一 高式百壹石五斗八升式合 上総国周准郡 中富村

内

高 百四拾三石壹斗七升三合 立花飛驒守御領所

家数 四拾軒

人数 式百拾六人 男 百七人 女 百九人

馬 八疋

高 五拾八石四斗九合 保科彈正忠領分

家数 式拾壹軒

人数 百式拾壹人 男 五拾八人 女 六拾三人

馬 七疋

一 御朱印 無御座候

一 高式石除地 上総国周准郡西川村正珊寺末寺

同郡中富村禪宗 富西寺

一 鎮守壹社 大宮石神山王石合殿

一 同社ニ而天王宮 壹社

一 弁天森 社あり

一 禪宗 大宮山富西寺

一 十王堂 壹宇

一 村方者小糸川附南之方ニ御座候

一 村方渡船河岸場 無御座候

一 河岸場 無御座候

一 男女農間之稼男女共ニ飴渡世仕候

一 村市、宿場、町場、茶屋、旅籠屋 無御座候

右之通取調奉書上候処相違無御座候、以上

安政二卯年三月

右村 名主

五郎右衛門

関東御取締 御役人衆中

此帳面之儀駅場両村江上、夫ヨリ組合壹冊に御調御取締

様江差上候由ニ御座候

村明細帳とは領主の必要に應じて作成され、領主の村況把握の基礎的資料とされていたものである。現在の村勢要覧的なものであるが、利害によって誇張があるとも言われている。戸数は昔から六拾軒前後であるが、一戸当り平均拾俵前後の米で年貢を納め、どのような食生活をしていたのであろうか、困窮村であると文書にあるがその通りであろう。

第八節 水車新調諸費帳

明治廿七年九月一日

貞元村中富持

田反別拾九町八反七畝拾貳歩

右掛費壹反ニ付 金壹円四拾七錢五厘

一金八拾貳円四拾八錢八厘

用材買入代

一金八円六厘

釘 代

一金八円五拾四錢

水車□棒卷添鉄金輪其他附属鉄

類但三面仕直之代共

一金四拾貳円參拾貳錢

大工船大工及び扶持米并祝儀共

右工事百參拾貳人半

但 家大工壹人ニ付金拾八錢

舟大工壹人ニ付金貳拾錢

右扶持玄米壹石六斗五升六合

壹円ニ付壹斗壹升

壹人玄米壹升貳合五勺宛割当る

一金二拾參円五拾九錢五厘

土俵空俵貳千百六拾七俵

内金六円四拾錢五厘

空俵四百四拾八俵買入分

金拾七円拾九錢

千七百拾九俵銘々所有者ヨリ出

一金參円五拾三錢參厘

留切場用竹參拾四束柴竹共代

一金二円五四拾錢

筵むしろ百拾枚代

一金壹円四拾七錢

繩代払

一金參円八拾壹錢七厘

石油水油槓梧葉夜番蠟燭

□□移用諸雜品共

一金五円廿七錢

川苗人夫暑氣払トシテ酒參斗

壹升代 但拾壹度分

一金拾九円九拾參錢六厘

人夫昼飯中飯扶持白米壹石

九斗壹升代

一金壹円參拾錢

畑、地水路切割謝礼

中野地先持主江遺物 四名

一金拾円參拾五錢七厘

小□物帳簿ヨリ圭拔諸雜用物品

借り入損料一切拂分

一金四円六拾九錢

八子車新調代償并中野ヨリ小車

借り謝礼金共

一金七拾五円五拾壹錢

人足日當

合七百八拾人

内 男六百九拾七人

女八拾參人

但 男壹人 金拾錢

女壹人 金七錢

惣計 金貳百九拾貳円九拾參錢四厘

宛

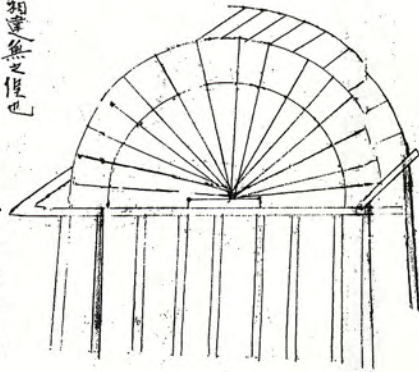
右者明治廿七年七月廿三日當中富水田旱魃ニ付一同協議決定
上小糸川留切水車設置水揚費持主立会□殘銘々帳調査之上割
合決算スル処前書之通有之者也

明治廿七年九月三十日

水車新調世話人 外田持主一同

明治廿六年は大旱魃で大変な減収であったと伝えられてい
る。急遽、水車を設置することになったようであるが、場所
は後生橋の

上流二百米
位のところ
である。川
を土俵で塞
き止めて水
位を上げ、
岸の狭い流
し口から落
水を使って
水車を回し
揚水してい



水車直経七尺六寸

此之通、相違無之儀也
下常盤町新立会中常盤水揚費持主立会
水車新調世話人

た。村中総出で工事に当たったようである。義務人夫のよう
なもので男の日当が拾銭、女が七銭と記されている。しかし
舟大工の手間賃が弍拾銭であり結構支払っていたことにな
る。昼飯を食べさせて、午前午後の御茶には大きなむすびを
出して、夕方は酒で暑氣払いをしていることから楽しくやつ
ていたことであろう。米が一俵三円六十六銭であり、職人が
一か月働いて二俵である。現在は三〇俵購入することが出来
るのである。時代により大変な違いである。

第九節 早乙女

田植えには、女性の労働が重んぜられ、田植えに働く女性
を早乙女と呼んだ。

この地域は、遠く大貫方面より来ることが多く四・五人の
グループであった。グループには、まとめ役がひとりいて、
その人の指示に従って、能率よく田植えが進められた。

午前のお茶、昼食、午後のお茶と、早乙女の入った家では
田植え以外にも、忙しかったものである。

紺の単衣に赤だすき、白手ぬぐいにすげ笠の仕事着は、田
植えの風物詩であった。

